

## T R I P S 協定のエンフォースメント関連規定の国内での担保

T R I P S 協定は第三部において、知的所有権の行使について詳細に規定している。

**第 1 節 一般的義務**

- ・ 行政判断に対する司法審査、上訴の機会の保証 (TRIPS 41 条(4))

執行機関：裁判所

根拠法令：司法審査の機会の保証 - 特許法 1 7 8 条・商標法 6 3 条等\*

**第 2 節 民事・行政上の手続**

- ・ 民事上の司法手続の保証 (TRIPS 42 条)
- ・ 証拠開示命令、差止・損害賠償・廃棄命令を規定 (TRIPS 43~46 条)

執行機関：裁判所

根拠法令：差止請求権・破棄請求権 - 特許法 1 0 0 条・商標法 3 7 条等\*  
損害賠償請求権 - 民法 7 0 9 条

**第 3 節 暫定措置**

- ・ 裁判所に仮処分・証拠保全等の暫定措置の権限を付与 (TRIPS 50 条)

執行機関：裁判所

根拠法令：仮差押命令 - 民事保全法 2 0 条  
仮処分命令 - 民事保全法 2 3 条  
証拠保全 - 民事訴訟法 2 3 4 条

**第 4 節 水際措置**

- ・ 著作権・商標権侵害品の輸入差止申立て制度 (TRIPS 51 条)
- ・ 輸入者の担保提供 (TRIPS 53 条)

執行機関：税関

根拠法令：著作権・商標権侵害品の輸入禁止 - 関税定率法 2 1 条  
差止申立て・担保提供 - 関税定率法 2 1 条の 2

**第 5 節 刑事上の手続**

- ・ 著作権・商標権侵害についての刑事手続の保証 (TRIPS 61 条)

執行機関：警察

根拠法令：著作権法 1 1 9 条、商標法 7 8 条等\*  
刑事訴訟法 2 3 0、2 4 1、2 4 7 条

- ・ を付したものは、T R I P S 協定対応のため改正された条項
- ・ \*を付した規定は、標記以外に、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不競法、回路配置法、著作権法の各知的財産法にも対応規定あり。